

変動金利定期預金[複利型]

令和3年3月22日現在

商 品 名	・ 変動金利定期預金 [複利型]
販 売 対 象	・ 個人のみ
期 間	・ 定型方式…3年 ・ 預入時の申出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 100円以上 ・ 1円単位
払 戻 方 法	・ 満期日以後に一括して払戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 変動金利 ・ 預入後6か月間は預入時の店頭表示の利率を約定利率として適用し、預入日から6か月毎に当金庫が預入の際に提示する預入金額に応じた定期預金6か月ものを指標金利とした利率設定方法により適用利率を変更します。 * 預入金額 300万円未満 6か月毎の応当日の6か月もの自由金利型定期預金<M型> (300万円未満)を指標金利とします。 * 預入金額 300万円以上、1,000万円未満 6か月毎の応当日の6か月もの自由金利型定期預金<M型> (300万円以上)を指標金利とします。 * 預入金額 1,000万円以上 6か月毎の応当日の6か月もの自由金利型定期預金 (1,000万円以上)を指標金利とします。 ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、6か月毎に複利計算します。
税 金	・ 利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。） ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
手 数 料	—

付加できる 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは「総合口座」の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率) 個人の方は、マル優の取扱いができる場合がありますので、窓口でご確認ください。
中途解約時の 取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 原則として満期日前に解約することはできません。 満期日前に解約する場合は、別表(※1)の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により6か月毎の複利計算した期限前解約利息とともに支払います。 ※1. 別表「定期預金の中途解約利率表」
金利情報の 入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利はホームページでご確認いただくか、店頭備え付けの金利表示ボードもしくは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> 別表(※2)のとおり受付けております。 ※2. 別表「苦情・紛争等の受付窓口」
その他参考と なる事項	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象預金となります。 預金保険によって、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。なお、当金庫に複数の口座がある場合は、元本を合計して元本1,000万円までとその利息が対象となります。 ただし、元本の合計には決済用預金(当座預金、無利息型普通預金)は含まれません。